

〔 難病患者リハビリテーション  
障害児（者）リハビリテーション 〕 の施設基準に係る届出書添付書類

※該当する届出事項を○で囲むこと。

従事者	医 師	常 勤	専 任	名	非常勤	専 任	名	
			非専任	名		非専任	名	
	看 護 師	常 勤	専 従	名	非常勤	専 従	名	
			非専従	名		非専従	名	
	理学療法士	常 勤	専 従	名	非常勤	専 従	名	
			非専従	名		非専従	名	
	作業療法士	常 勤	専 従	名	非常勤	専 従	名	
			非専従	名		非専従	名	
	言語聴覚士	常 勤	専 従	名	非常勤	専 従	名	
			非専従	名		非専従	名	
	専用施設の面積		平方メートル					
	当該療法を行うために必要な専用の器械・器具の一覧							
訓練マットとその付属品      姿勢矯正用鏡      車椅子      各種杖 各種測定用器具（角度計、握力計）      その他（      ）								
障害児（者）リハビリテーションの届出を行う施設一覧								
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童福祉法第43条の3に規定する肢体不自由児施設</li> <li>・ 児童福祉法第43条の4に規定する重度心身障害児施設</li> <li>・ 児童福祉法第7条第6項に規定する国立高度専門医療研究センター及び独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であって厚生労働大臣の指定する医療機関</li> <li>・ リハビリテーションを実施している患者のうち、概ね8割以上の患者が脳性麻痺等である保険医療機関</li> </ul>								

[記載上の注意]

- 1 当該リハビリテーションに従事する医師、看護師、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士の氏名並びに勤務の態様等について、別添2の様式44の2を添付すること。
- 2 当該リハビリテーションが行われる専用の機能訓練室の配置図及び平面図を添付すること。なお、言語聴覚療法を行う保険医療機関においては、遮蔽等に配慮した専用の個別療教室があることがわかる配置図及び平面図であること。
- 3 「当該療法を行うために必要な専用の器械・器具の一覧」欄については、該当するものに○をつけること。また、その他に器械・器具がある場合は（ ）に記入すること。
- 4 「障害児(者)リハビリテーションの届出を行う施設一覧」欄については、該当するものに○をつけること。
- 5 その他、障害児(者)リハビリテーションの届出を行うに当たっては、次の要件を満たす必要があること。
  - ・リハビリテーションに関する記録（医師の指示、実施時間、訓練内容、担当者等）が患者ごとに一元的に保管され、常に医療従事者により閲覧が可能であること。
  - ・定期的にその他関係職種が参加するカンファレンスが開催されていること。

※ 以下はリハビリテーションを実施している患者のうち、概ね8割以上の患者が脳性麻痺等である保険医療機関である場合のみ記載すること。

リハビリテーションを実施した患者（延べ人数）	A	名	患者数 算出期間 年 月 日 ～ 年 月 日
上記のうち、障害児（者）に該当する患者（延べ人数B（再掲））	B	名	
脳性麻痺		名	
胎生期若しくは乳幼児期に生じた脳又は脊髄の奇形及び障害		名	
顎・口蓋の先天異常		名	
先天性の体幹四肢の奇形又は変形		名	
先天性神経代謝異常症、大脳白質変性症		名	
先天性又は進行性の神経筋疾患		名	
神経障害による麻痺及び後遺症		名	
言語障害、聴覚障害又は認知障害を伴う自閉症等の発達障害		名	
当該施設における障害児（者）患者の割合	B / A	%	

- ① Aは、算出期間中に当該施設でリハビリテーション料（心大血管疾患リハビリテーション料、脳血管疾患等リハビリテーション料、運動器リハビリテーション料、呼吸器リハビリテーション料、集団コミュニケーション療法料）を1単位以上算定した患者の延べ人数について記載すること。
- ② Bは、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病によるものを除く。
- ③ 平均患者数算出期間は届出の直近1か月とする。

リハビリテーション従事者の名簿

No	氏名	職種	常勤 非常勤	専従・専任							経験
				回復期リ ハビリ テーシ ョン 病棟	心大血管	脳血管疾 患、運動 器又は障 害児(者)	呼吸器	難病患者	集団コミュニ ケーション	がん患者	
		医師・看護師・理学療法士 作業療法士・言語聴覚士・その他	常勤 非常勤								
		医師・看護師・理学療法士 作業療法士・言語聴覚士・その他	常勤 非常勤								
		医師・看護師・理学療法士 作業療法士・言語聴覚士・その他	常勤 非常勤								
		医師・看護師・理学療法士 作業療法士・言語聴覚士・その他	常勤 非常勤								
		医師・看護師・理学療法士 作業療法士・言語聴覚士・その他	常勤 非常勤								
		医師・看護師・理学療法士 作業療法士・言語聴覚士・その他	常勤 非常勤								
		医師・看護師・理学療法士 作業療法士・言語聴覚士・その他	常勤 非常勤								
		医師・看護師・理学療法士 作業療法士・言語聴覚士・その他	常勤 非常勤								
		医師・看護師・理学療法士 作業療法士・言語聴覚士・その他	常勤 非常勤								
		医師・看護師・理学療法士 作業療法士・言語聴覚士・その他	常勤 非常勤								
		医師・看護師・理学療法士 作業療法士・言語聴覚士・その他	常勤 非常勤								
		医師・看護師・理学療法士 作業療法士・言語聴覚士・その他	常勤 非常勤								
		医師・看護師・理学療法士 作業療法士・言語聴覚士・その他	常勤 非常勤								
		医師・看護師・理学療法士 作業療法士・言語聴覚士・その他	常勤 非常勤								
		医師・看護師・理学療法士 作業療法士・言語聴覚士・その他	常勤 非常勤								
		医師・看護師・理学療法士 作業療法士・言語聴覚士・その他	常勤 非常勤								
		医師・看護師・理学療法士 作業療法士・言語聴覚士・その他	常勤 非常勤								
		医師・看護師・理学療法士 作業療法士・言語聴覚士・その他	常勤 非常勤								
		医師・看護師・理学療法士 作業療法士・言語聴覚士・その他	常勤 非常勤								
		医師・看護師・理学療法士 作業療法士・言語聴覚士・その他	常勤 非常勤								
		医師・看護師・理学療法士 作業療法士・言語聴覚士・その他	常勤 非常勤								
		医師・看護師・理学療法士 作業療法士・言語聴覚士・その他	常勤 非常勤								
		医師・看護師・理学療法士 作業療法士・言語聴覚士・その他	常勤 非常勤								
		医師・看護師・理学療法士 作業療法士・言語聴覚士・その他	常勤 非常勤								
		医師・看護師・理学療法士 作業療法士・言語聴覚士・その他	常勤 非常勤								
		医師・看護師・理学療法士 作業療法士・言語聴覚士・その他	常勤 非常勤								
		医師・看護師・理学療法士 作業療法士・言語聴覚士・その他	常勤 非常勤								
		医師・看護師・理学療法士 作業療法士・言語聴覚士・その他	常勤 非常勤								
		医師・看護師・理学療法士 作業療法士・言語聴覚士・その他	常勤 非常勤								
		医師・看護師・理学療法士 作業療法士・言語聴覚士・その他	常勤 非常勤								
		医師・看護師・理学療法士 作業療法士・言語聴覚士・その他	常勤 非常勤								
		医師・看護師・理学療法士 作業療法士・言語聴覚士・その他	常勤 非常勤								
		医師・看護師・理学療法士 作業療法士・言語聴覚士・その他	常勤 非常勤								
		医師・看護師・理学療法士 作業療法士・言語聴覚士・その他	常勤 非常勤								

[記載上の注意]

- 1 当該医療機関において行われるリハビリテーションに従事する従事者を全て記載すること。なお、回復期リハビリテーション病棟に専従する者、訪問リハビリテーションに専従する者も記載すること。また、介護保険の通所リハビリテーション又は訪問リハビリテーションに専従する者は含まないが、医療保険のリハビリテーションを提供する可能性のある者は介護保険のリハビリテーションの従事者であっても記載すること。
- 2 職種欄におけるその他とは、脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅱ)、(Ⅲ)、運動器リハビリテーション料(Ⅱ)、(Ⅲ)に規定される適切な研修を修了した準看護師等のことをいう。
- 3 専従者、専任者については、当該従事者が担当するリハビリテーション区分の全てについて、専従であれば◎、専任であれば●を記載すること。
- 4 各リハビリテーションに規定される、経験を有する者については、「経験」欄に経験を有する又は研修を修了したリハビリテーション名を記載すること。